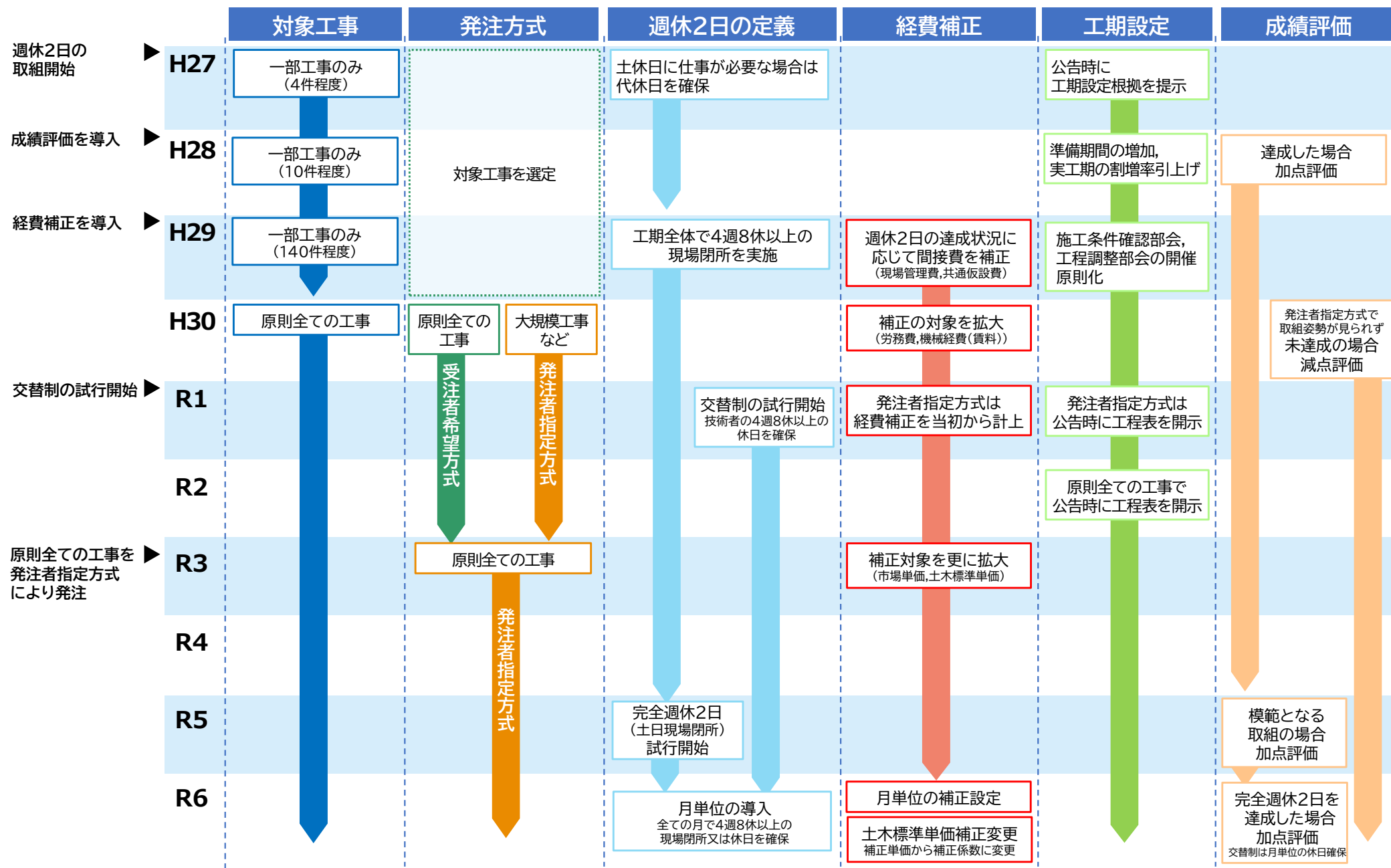


北陸地方整備局における週休2日のこれまでの取組

- 国土交通省では、「働き方改革実行計画※」を踏まえ、建設業における週休2日の取り組みを推進 ※H29.3働き方改革実現会議決定
- 北陸地方整備局においては、H27年度より一部工事で試行を開始し、H30年度からは原則全ての工事を対象に週休2日を実施
- また、週休2日の取組推進を図るため、達成状況に応じて経費の補正や成績評価による加点評価等を実施



発注方式

- **発注者指定方式**
発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式
- **受注者希望方式**
受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

工期設定

- **施工条件確認部会**
契約後すみやかに、最新の施工条件を発注者から受注者に説明し、受・発注者で施工条件の確認を行う会議
- **工程調整部会**
施工条件確認部会後早い段階で、工事の工程を受・発注者で共有し、調整を図ることで効率的な工事の進捗を目指す会議

週休2日の定義

- **現場閉所** 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態
- **完全週休2日／完全週休2日(土日)** 対象期間において、全ての土曜日・日曜日で現場閉所を行ったと認められる状態
- **週休2日交替制** 技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組
- **月単位の週休2日** 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
※交替制の場合は、4週8休以上の休日を確保
- **通期の週休2日** 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
※交替制の場合は、4週8休以上の休日を確保
- **4週8休** 現場閉所日数の割合（現場閉所率＝現場閉所日数/1ヶ月の工期日数）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態
ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす
※交替制の場合は、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率＝休日日数/1ヶ月の工期日数）が28.5%（8日/28日）の水準の状態
- **対象期間** 工事着手日から工事完成日までの期間
年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない
※交替制の場合は、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない